

選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情
 [追加資料] 「選択的夫婦別姓」を必要とする理由

■ 30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%

2018年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏(姓)」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。また同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁しました。

■ 現制度下で起きている問題点

これほどまでに世論の強い要望があり、また世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在でもわが国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていません。夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、以下のような問題が起こっています。

- ① 平均初婚年齢が30歳前後となっている現在では、男女とも婚姻前に個人としての信用・実績を積んでいる場合が多い。そのため、改姓には煩雑かつ膨大な事務手続き、出費を強いられる。
- ② 産まれてからその名前で名乗り、周囲からも呼ばれ、社会的な信用・実績を築いてきた人が望まない改姓をすると、自己同一性を失い、大きな苦痛を受ける場合がある。また社会的圧力から96%は女性が改姓しており、平等な状態にない。
- ③ 少子化が進む現代では一人っ子も増えている。代々の姓を継承したい人同士の場合、どちらかが強制的に改姓せざるを得ない現制度が婚姻の妨げとなり、非婚化、ひいては少子化の原因となっている。
- ④ 改姓すると同一人物とみなされず社会的信用・実績が断絶される。そのため、戸籍姓の使用が必須となる研究者や特許保持者、医師や看護師などわが国の知識層を筆頭に、多大な不利益を生んでいる。
- ⑤ 旧姓の通称使用を認める企業は内閣府調べで半数以下。各種免許証や健康保険証、登記簿、一部国家資格などでは旧姓の使用が認められていない。法的根拠のない旧姓と、戸籍姓との煩雑な使い分け、いわゆる二重氏使いは本人のみならず、管理・事務側での手間とコストの増大を招いている。また改姓した側だけが、仕事先など必要のない範囲にまで婚姻状態を知らしめることになる旧姓の通称使用および旧姓併記は、プライバシーの侵害となり、苦痛を感じる人が少なくない。
- ⑥ 互いの姓の維持のための事実婚が増え、婚姻制度の形骸化が進んでいる。事実婚では正式な配偶者とみなされず、共同名義の不動産が持てない、パートナーの入院・手術・死亡時の手続きができない、生命保険の受取人になれないといった不利益が生じる可能性がある。さらに子どもの共同親権がない、財産を相続できない、配偶者控除や相続税非課税枠、配偶者ビザの対象外であるなど、法律婚に比べて圧倒的に保護が薄い、もしくは除外されている。社会的偏見の目にさらされることも少なくない。
- ⑦ 子連れ再婚が増える中、本人のみならず家族まで望まない改姓による苦痛を強いられる場合が多い。